

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国では緊急事態宣言を発令中です。町民の皆さまにも外出自粛や公共施設の閉館などによりご不便をおかけしていますが、大型連休期間は「ステイホーム」週間として引き続きレジャーなど外出の自粛にご協力ください。

号外1号では、町民や事業者の皆さまに、広報5月号で紹介しきれない新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する町の支援や取組など喫緊の対策についてご紹介しますので、ぜひ各種制度をご活用ください。

※特別定額給付金やマスクの配布について、公共機関を騙った詐欺にご注意ください。不審に感じた際は松田警察署（☎(82)0110）にご連絡ください

特別定額給付金（仮称）

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確実に家計への支援を行うため、実施されることになりました。

給付額 給付対象者 1人につき 10万円

給付対象

- ・基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方
- ・申請者は、世帯主の方

申請方法

「郵送申請」と「オンライン申請（マイナンバーカード所持者が利用可能）」を基本とします。やむを得ない場合に限り、窓口における申請が可能です。

申請書の送付など

申請書の送付は5月中旬を予定しています。申請書はA4圧着シート（参考：イメージ写真）になりますので、振込先口座など必要事項をご記入の上、返信用封筒にて役場へ送付ください。（返信用封筒は圧着シートに添付されているため切り離してご使用ください）



給付方法

申請者（世帯主）の本人名義の銀行口座へ振り込みます。給付は申請書が届き次第順次行います。

その他

何らかの理由で世帯主と同居されていない方は、町に「申出書」を提出することで給付できる場合がありますのでお問い合わせください。申出書は5月8日（金）までに提出ください。9日（土）以降の提出になる場合はご相談ください。

問い合わせ先

町民課 ☎(83)1225

5月18日（月）以降は専用ダイヤル☎0800(800)9967へ

子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯への生活支援の取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）へ臨時特別給付金を支給します。

対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童で、児童手当の令和2年4月分（3月分含む）の対象となる児童
※令和2年4月からの新高校1年生を含む

支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分含む）の児童手当受給者
※令和2年3月31日（基準日）において、松田町に住所がある方
※児童手当所得制限を超える方は対象となりません

支給額 1万円（対象児童1人あたり）

支給方法

申請の必要はありません。6月中に児童手当登録銀行口座等へ振り込みを予定しています。
※公務員支給対象者及び支給を希望しない方などは申請書の提出が必要になります

問い合わせ先

子育て健康課 子育て支援係 ☎(84)5544

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する町税等の徴収猶予制度

災害や疾病などの影響で収入が大きく減少するなどの事情により、一時的に納税が困難な状況になった場合、本来の納期に関わらず、1年以内で納付できるように計画を作成し、納付いただく制度です。

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少するなど、納税が困難な場合は、町税等の徴収猶予制度を適用できる場合がありますので、各担当課までご相談ください。

猶予が認められると

- （1）最長1年を限度に町税等の徴収が猶予されます
- （2）新たに督促や差押え、換価などの滞納処分が行われません
- （3）徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部または一部が免除されます

問い合わせ先

税務課：町県民税、軽自動車税、法人町民税、固定資産税

☎(83)1224

町民課：国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

☎(83)1225

福祉課：介護保険料

☎(83)1226

その他

水道料金についても、支払い猶予や分割納付などのご相談に応じますのでご連絡ください。 環境上下水道課 ☎(83)1227

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの皆さまへ—生活福祉資金貸付制度—

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業などにより生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。相談や申し込みは町社会福祉協議会で行っています。要件などの詳細はお問い合わせください。

貸付上限額

- ・休業された方（緊急小口資金） 10万円以内
（条件により20万円以内）
- ・失業された方（総合支援資金）（単身世帯）月15万円以内
（複数世帯）月20万円以内

問い合わせ先

町社会福祉協議会 ☎(82)0294

保育園・学童保育室の利用者負担額（保育料）の取扱いについて

保育料について、保育園・学童保育室を欠席した日数に応じて、日割り計算により減額します。

対象児童

- ・0～2歳児クラスの保育園児
- ・学童保育室を利用している児童

対象期間

令和2年4月8日（水）～5月6日（水）

その他

- ・先に月額保育料をお支払いいただき、後日差額分を返金します
- ・手続きの詳細、金額等は後日改めて通知します
- ・5月7日以降は、国・県の動向を踏まえ検討していきます

問い合わせ先

子育て健康課 子育て支援係 ☎(84)5544

町民の皆さまへマスク（10枚）を配布します

5月中旬以降、町民一人あたりにマスク10枚を支給します。
配布方法などの詳細については、後日、改めて
お知らせします。



問い合わせ先 安全防災担当室 ☎ (84) 5540

5月中も次亜塩素酸水を配布します

次亜塩素酸水について、5月1日以降は次の場所にて
配布いたします。次亜塩素酸水の容器を設置してあります
ので、容器をご持参の上、セルフサービスでお願いします。



(1家族500mlまで)

場所 ●町役場1階 入口 ●寄管理センター1階

日時 5月1日(金)～6日(水) 9時～16時

問い合わせ先 環境上下水道課 上下水道係 ☎ (83) 1221 (代表)

プレミアム率20%で松田わくわくお買い物券を販売します

町民の生活および事業者支援を行うため、例年10%のプレミアム率で実施していた松田わくわくお買い物券を今年は20%にアップして販売します(1万円分購入で2千円分が上乘せされます)。6月を視野に販売を予定しており、決定次第、広報まつだやチラシによりお知らせします。

問い合わせ先 観光経済課 商工農林係 ☎ (83) 1228
足柄上商工会 ☎ (83) 3211

飲食店支援事業

町では、新型コロナウイルス感染症の影響で利用客が激減している町内飲食店の利用促進を図るため、飲食店支援事業に取り組みます。具体的には、企業や団体、個人などを対象とした弁当配達サービスを提供する環境整備や運用経費について補助するものです。

これにより、現状、配達機能がない飲食店も、企業や団体などへの配達によるお弁当などの販売が可能となります。

また、5月初旬から、「職場deプロごはん(実施主体:松田町商工青年会)」と題し、昼食デリバリー(1食500円)の提供を開始します(原則、企業や団体を対象としていますが、5食以上のご注文に限り、一般家庭への配達も受注できるよう準備しています)。

ご注文・問い合わせ先

職場deプロごはん事務局(杉山) ☎090(4715)1866

まつだ観光まつり・あしがら花火大会の中止について

今夏に開催を予定しておりました第43回まつだ観光まつり並びに第21回あしがら花火大会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、ご来場者、参加者、関係者の皆さまの健康・安全を第一に考慮することなどの理由から、中止といたします。

楽しみにされていた皆さまには、誠に申し訳ございませんが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先 (一社)松田町観光協会 ☎ (85) 3130

【新型コロナウイルス感染症対策本部長メッセージ】

現在、松田町では、新型コロナウイルスの影響により、街中の状況も日々変化し、子どもから高齢者まで様々な影響が広がっています。特に景況の急激な悪化は、雇用にも甚大な被害を及ぼし、大変なご苦勞を重ねられている町民の皆さまの心中をお察し申し上げます。

町内事業者や個人店にも影響が出始め、私としても”今のいのち”を守るべく”福祉・健康”と同様に”地域経済”についても支援が必要であると考え、『新型コロナウイルス感染症対策本部』を設置し、まん延防止対策や生活・経済支援対策をはじめとする本旨に記載のある様々な支援策を打ち出し、取り組んでいるところです。

松田町は、未来に向かって様々な投資をするための準備も進めていますが”今のいのち”を守れず、その先の未来を語れるはずもありません!先の見通しが困難な災禍ですが、今こそオール松田『ONEチーム』でこの難局を乗り切り、「いのち」育み”未来へ”ツナグ”進化”つづける”故郷”であり続けるために、町民の皆さまのご理解ご協力を切にお願いいたします。

本山 博幸

<75歳以上の高齢者・妊産婦の方向け> 5月1日よりタクシー初乗り運賃を助成します

町が指定したタクシー会社のタクシーに乗車した際、初乗り運賃を助成します。



対象者

申請時に町内に住所があり、次に該当する方

- ・75歳以上の方
- ・妊娠中で、母子健康手帳をお持ちの方
- ・出産後1年以内の方

ご利用になれるタクシー会社

- ・松田合同自動車(株) ☎0120-40-1714
- ・小田原報徳自動車(株) ☎0120-22-4155
- ・箱根登山ハイヤー(株) ☎0120-158-513
- ・神奈中タクシー(株) 秦野営業所 ☎0570-077-030

利用方法

チケット制です。乗車時、町が交付したチケットを運転手に渡し、運賃総額から初乗り運賃を差し引いた額をお支払いいただきます。

利用できる枚数、期間 月8枚を交付、最大2か月分
令和2年5月1日(金)から6月30日(火)までの期間

申請方法

窓口での申請のほか、電子メール、FAXでも受け付けます。
申請書に必要事項を記入のうえ、下記のアドレス宛に申請書類を添付し、電子メールで申請をしてください。

申請に必要な書類

健康保険証や母子手帳など、要件を確認できる書類又はその番号

問い合わせ及び申請書提出先

福祉課 福祉推進係 ☎ (83) 1226 FAX (44) 4685

E-mail fukusi@town.matsuda.kanagawa.jp

事業者向け融資制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化している町内事業者の経営安定を図るため、金融支援を実施します。

融資対象者

次の要件を満たす者

- ①町内の事業者(法人、個人に関わらず、また本店、支店、営業所を問わず、町内で事業を営んでいる事業者)で、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であること
- ②町税等に滞納がないこと

※金融機関による審査が別途あります

資金使途

運転資金、設備資金

融資金額(限度額)

5,000,000円

融資利率

年利1.4%[固定]

融資期間など

5年(1年以内の元金据置期間を含む)

信用保証

神奈川県信用保証協会の保証が必要となります。

町の補助

- ①信用保証料について、100%補助
 - ②利子補給について、利子支払い開始から3年間は100%補助
- ※どちらも100円未満切り捨て

取扱金融機関

調整中のため、決定次第、町公式サイトで随時公表します。

申込方法

取扱金融機関にご相談の上、必要書類を観光経済課へ提出してください。様式は町公式サイトまたは観光経済課で配布しています。

問い合わせ先

観光経済課 商工農林係 ☎ (83) 1228

